

今治市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者の
違反行為に対する処分基準等に関する要綱

平成19年6月20日制定

今治市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道排水設備等指定工事店（以下「指定工事店」という。）及び下水道排水設備等工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の違反行為について、注意及び処分の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において違反行為とは、下水道に係る法令及び今治市下水道条例（平成17年今治市条例第251号。以下「条例」という。）、今治市下水道排水設備等指定工事店及び責任技術者に関する規則（平成17年今治市規則第231号。以下「規則」という。）その他市長が定める下水道に係る規程に違反する行為をいう。

(注意及び処分の基準)

第3条 市長は、指定工事店又は責任技術者が違反行為をしたときは、別表第1又は別表第2に定める基準により違反点数を付する。ただし、停止処分を受けた日から1年以内の違反行為に対しては、それぞれの表に定める点数にその2分の1を加えた点数を違反点数とする。

2 市長は、違反点数（違反点数が累計された場合は、累計後の違反点数）に応じて別表第3に定める注意又は処分をする。

3 1つの工事に対して複数の違反行為があったときは、最も高い点数を付する。

(違反点数の消滅)

第4条 違反点数（次条の規定により累計されたものを含む。）は、付された日から違反行為を行うことなく1年を経過した日（停止処分を受けた場合にあっては処分の日）の翌日をもって消滅する。

(違反点数の累計方法)

第5条 違反点数が消滅するまでの間に違反行為があったときは、それぞれの違反点数を累計する。

(処分後の排水設備工事の施工)

第6条 市長は、指定の取消し又は指定の停止の処分を受けた指定工事店の施工中の排水設備工事に限り、特に必要と認めた場合は、当該処分を受けた指定工事店に施工させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日要綱）

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 指定工事店による違反行為 | 違反点数 |
|--|------|
| (1) 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、重大な事故を起こしたと認められるとき。 | 100点 |
| (2) 工事の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせたとき。 | 40点 |
| (3) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。 | 40点 |
| (4) 条例第6条の規定に違反して、排水設備等の計画の確認を受けていない工事を施工したとき。 | 30点 |
| (5) 責任技術者の監理の下において工事の施工をしなかったとき。 | 20点 |
| (6) 正当な理由なく工事の申込みを拒否したとき。 | 20点 |
| (7) 工事契約に際し、適正な工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さないとき。 | 20点 |
| (8) 正当な理由なく事務連絡会を欠席したとき。 | 10点 |
| (9) 契約に基づく義務を誠実に履行しないとき。 | 10点 |
| (10) 工作物設置許可を受けることなく、下水道本管に工作物を設置したとき。 | 10点 |
| (11) 占用許可が必要な工事において、占用許可を得ることなく工事を施工したとき。 | 10点 |
| (12) 規則第11条第2項から第4項までに規定する所定の届出を怠ったとき。 | 10点 |

備考

上記以外で不誠実と市長が認める行為があったときは、上記各号により勘案のうえ、違反点数を決定することとする。

別表第2（第3条関係）

| 責任技術者による違反行為 | 違反点数 |
|--|------|
| (1) 責任技術者証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。 | 40点 |
| (2) 自己の名義で他人に排水設備工事の監理を行わせたとき。 | 40点 |
| (3) 正当な理由なく排水設備工事の監理を行わなかったとき。 | 40点 |
| (4) 条例第6条の規定に違反して、排水設備等の計画の確認を受けていない工事を施工したとき。 | 30点 |
| (5) 排水設備等工事の完了検査に立ち会わなかったとき。 | 20点 |
| (6) 規則第16条第5項に規定する所定の届出を怠ったとき。 | 10点 |
| (7) 工作物設置許可を受けることなく、下水道本管に工作物を設置したとき。 | 10点 |
| (8) 占用許可が必要な工事において、占用許可を得ることなく工事を施工したとき。 | 10点 |
| (9) 責任技術者が2以上の指定工事店の責任技術者を兼ねたとき。 | 10点 |
| (10) 排水設備等工事の業務に従事するとき、責任技術者証を携帯していなかったとき。 | 10点 |

備考

上記以外で不誠実と市長が認める行為があったときは、上記各号により勘案のうえ、違反点数を決定することとする。

別表第3（第3条関係）

| | 違反点数 | 処分の内容 | 備考 |
|-----------------------|-------------|------------------|-------|
| 指定 工 事 店 | 10点以下 | 口頭注意 | 適宜様式 |
| | 10点を超え20点以下 | 文書注意 | 適宜様式 |
| | 20点を超え40点以下 | 文書警告 | 適宜様式 |
| | 40点を超え60点未満 | 1箇月以下の指定停止 | |
| | 60点以上70点未満 | 2箇月以下の指定停止 | |
| | 70点以上80点未満 | 3箇月以下の指定停止 | |
| | 80点以上100点未満 | 6箇月以下の指定停止又は指定取消 | 契約課通知 |
| | 100点以上 | 指定取消 | 契約課通知 |
| 責 任 技 術 者 | 10点以下 | 口頭注意 | 適宜様式 |
| | 10点を超え20点以下 | 文書注意 | 適宜様式 |
| | 20点を超え40点以下 | 文書警告 | 適宜様式 |
| | 40点を超え60点未満 | 1箇月以下の業務停止 | 県協会報告 |
| | 60点以上70点未満 | 2箇月以下の業務停止 | 県協会報告 |
| | 70点以上80点未満 | 3箇月以下の業務停止 | 県協会報告 |
| | 80点以上100点未満 | 6箇月以下の業務停止又は登録取消 | 県協会報告 |
| | 100点以上 | 登録取消 | 県協会報告 |